

はじめに

建設工事は、各種専門工事の総合的組み合わせにより多様化し、かつ重層下請構造で施工されています。このような特色を有する建設業において、建設工事を適正に施工するためには、建設業法を遵守して適正な施工体制を確保することが必要です。

本書では、建設業法で定められた内容について、特に建設工事の施工体制に係る技術者の設置、施工体制台帳の作成、施工体系図の掲示等工事現場で遵守すべき規定を中心に、その趣旨等を解説するとともに、適正な請負契約の締結の手順及び下請代金の適正な支払方法について説明します。

令和5年9月 変更のポイント

- ・資料(国家資格等)・・・監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等一覧の資格区分の追加

令和5年7月 変更のポイント

- ・問3・・・【指導すべき法令の規定】における法律の削除・追加
- ・問7・・・監理技術者資格者証の様式の修正
- ・問15・・・②、④「外国人建設就労者」の表記の削除
- ・問17・・・②、④「外国人建設就労者」の表記の削除
- ・資料(記載要領)・・・施工体制台帳および再下請負通知書の記載例修正
- ・資料(国家資格等)・・・監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等一覧の資格区分の追加および実務経験年数の追記

令和5年1月 変更のポイント

- ・問2・・・金額要件の修正
- ・問4・・・金額要件の修正、テレワークを認める記述の追加
- ・問5・・・金額要件の修正、2以上の工事を同一の主任技術者、監理技術者が兼務できる場合の要件の修正、テレワークを認める記述の追加
- ・問6・・・金額要件の修正、公共工事の場合に関する注釈の修正
- ・問7・・・金額要件の修正
- ・問13・・・金額要件の修正
- ・問20・・・記載要領4. の記述の修正
- ・資料(国家資格等)・・・登録基幹技能者講習の資格区分の追加

令和4年6月 変更のポイント

- ・問6・・・甲型JV、乙型JVの注釈等追加
- ・問14, 20・・・施行規則改正による施工体系図及び標識(許可票)の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用を追記しました。
- ・資料 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等・・・監理技術者又は主任技術者となり得る者の国家資格以外の要件を注意書きしました。

問 1	建設業法の目的とは	1
問 2	一般建設業と特定建設業の違いは	3
問 3	元請：特定建設業者の責務とは	4
問 4	工事現場に配置する技術者とは	5
問 5	専任の監理・主任技術者が必要な工事とは	10
問 6	JV(共同企業体)工事における技術者の配置	14
問 7	監理技術者資格者証とは	16
問 8	工事の一括下請負とは	17
問 9	適正な手順による下請契約締結とは	19
問 10	請負契約書はなぜ必要か	22
問 11	著しく短い工期とは	23
問 12	下請代金の適正な支払いとは	25
問 13	施工体制台帳とは	28
問 14	施工体系図とは	30
問 15	再下請負通知書とは	31
問 16	施工体制台帳の作成手順は	32
問 17	施工体制台帳の記載内容と添付書類は	34
問 18	施工体制台帳記載の下請負人の範囲は	35
問 19	帳簿及び営業に関する図書の保存とは	36
問 20	建設業法で定める標識の掲示とは	38
問 21	建設業法に違反すると	39
記載要領	施工体制台帳	40
	再下請負通知書	42
	作業員名簿	44
	施工体系図	46
資料	建設業許可の業種区分	48
	監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等	50